

半田市観光協会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、半田市観光協会の健全な運営及び事業の円滑な遂行を図るため、予算の範囲内において補助することにより、半田市の観光事業の振興を図ることを目的とする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付対象は、半田市観光協会（以下「協会」という。）とする。

(補助金の額)

第3条 この要綱に基づき交付する補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める。

(補助金の交付申請)

第4条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定をするとともに、補助金交付決定通知書（様式第2）により協会に通知するものとする。この場合において、補助金交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付)

第6条 協会は、前条の規定により補助金の交付決定を受けたときは、補助金請求書（様式第3）により、補助金の請求を2回に分割（市長が定めた金額）し、それぞれ市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項により請求書が提出された場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 この補助金の交付を受けた協会は、補助金使用実績報告書（様式第4）に次に掲げる書類を添付し、翌年度4月末まで市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 市長が必要と認める書類

(補助金の取消し及び返還)

第8条 市長は、協会がこの要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(検査等)

第9条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を検査することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

半田市長 様

申請者

補助金交付申請書

半田市観光協会補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう申請
します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

添付書類

- （1）事業計画書及び収支予算書
- （2）前年度事業報告書及び決算書

様式第2（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

半田市長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました半田市観光協会補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 条 件

（1）補助金は、補助金交付申請書第2項の事業経費に充てるもので、その他の経費に支出してはならない。

様式第3 (第6条関係)

補助金請求書

金 _____ 円

但し、 _____ 年度半田市観光協会補助金として、上記のとおり請求いたします。

年 月 日

半田市長 様

所在地

団体名

代表者名

印

下記の口座へ振込をお願いします。

金融機関名	銀行 金庫	本店 支店
口座種類	普通 ・ 当座	
口座番号		
口座名義	フリガナ	

様式第4（第7条関係）

年 月 日

半田市長 様

申請者

補助金使用実績報告書

年 月 日付けで交付決定がありました半田市観光協会補助金についての補助金使用実績を下記のとおり報告いたします。

記

1. 補助金交付額 金 円

添付書類

- （1）収支決算書
- （2）市長が必要と認める書類